

国際課税のケース・スタディ

納税管理人を定めて出国した場合の扱い

〔事例〕

内国法人の使用人甲は、米国子会社へ約3年程度出向することとなり、8月末に日本を出発することになった。甲の所得は当該内国法人からの給与（年収700万円）のみであり、米国勤務中は、当該米国子会社からはほぼ同額の給与の支払を受けていることになっている。また、米国勤務中に日本においての所得（例えば不動産所得等）は生じない。

甲は、昨年住宅を取得し、昨年度の確定申告において住宅取得控除の適用を受けている。また、現在、妻が2人目の子供を妊娠中であり、年内（12月）に出産予定である。妻子が1月遅れて米国に出発した後、この家は、甲の親が管理し、他人に賃貸する予定はない。さらに、当該内国法人の給与は、12月上旬に支給され、甲はその受給資格がある。以上のことから、次の事項について日本における課税関係はどうなるのか。

〔ポイント〕

- 1 通常の場合、甲が日本を離れることで、甲の給与に係る年末調整はその出国の段階で行われるが、甲が納税管理人を定める場合、12月に誕生予定の子供の扶養控除が認められるのか。
- 2 12月に支給される給与（計算期間4月1日～9月30日）について、居住者として課税を受けるのか、あるいは非居住者として課税を受けるのか。

- 3 本年の住宅取得控除について、昨年同様に受けることができるのか。

〔検討〕

1 海外勤務を行う者の給与所得に係る課税について

(1) 納税管理人を定めずに出国する場合

この事例における甲は、3年程度の予定で米国子会社に勤務することになっていることから、出国の日の翌日から非居住者と判定される。したがって、1月から8月までに支給を受けた給与については、居住者期間における給与所得として、出国のときまでに源泉徴収義務者により通常の年末調整の方法と同様に調整が行われることになる。そして、米国子会社からその後に受け取る給与は、その勤務による役務提供が米国で行われることから、日本においては国外源泉所得となり、甲の居住形態が非居住者であることから、日本における課税はないことになる。

(2) 納税管理人を定める場合

所得税法では、出国とは、居住者については、国税通則法第117条第2項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなる場合をいう（所法2.42）。

納税管理人とは、個人については、個人である納税者が日本に住所及び居所を有せず、もしくは有しなくなることとなる場合において、納税申告

書の提出その他の国税に関する事項を処理する必要があるときは、個人は、日本に住所又は居所を有する者でこれらの事項の処理につき便宜を有するものの中から納税管理人を定めることになっている。すなわち、納税管理人は、納税者本人に代わって、納税者本人がなすべき国税に関する事務を行う代理人といえる。

また、納税管理人を定める効果は、居住者でないことになる個人の確定申告の時期が、納税管理人を定めることで、出国の時から、通常の確定申告期間でよいことになる点と、扶養家族等の判定の時期が、出国の時ではなく、居住者と同様に12月31日の現況になる点である。

本事例では、甲は、納税管理人を定めずに米国に行く場合、その後の日本における居住形態は非居住者となることから、扶養家族等の判定も、甲が居住者でなくなる時に判定されることになり、非居住者は所得控除において、扶養控除等の控除を受けることができない(所法165)。しかしながら、納税管理人を定めて米国に行く場合は、扶養控除等の判定は、その年の12月31日の現況となる

ことから(所法85)、12月に出産予定である第二子についても、12月31日以前に出生した場合には、扶養控除を受けることができる(所基通165-2)。

2 米国勤務中に受け取る内国法人からの賞与

甲は、8月に日本を出発し、12月の月上旬に内国法人から賞与(計算期間4月1日～9月30日)の支給を受けることになる。この賞与を受ける時の甲の居住形態は、非居住者であるが、この賞与は、甲の日本における勤務の対価として支給されるものである。したがって、この賞与は、国内源泉所得に該当することから、非居住者として、源泉分離課税(税率20%)の適用により課税されることになる。

3 住宅取得控除の適用の可否

この制度は、居住者に対する特例であり、その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していることを要件としているが、本事例の甲の場合、年の途中から外国勤務となっていることから、この制度の適用はないことになる(措法41①)。

(税理士 小沢 進)

新版

商法と税法の接点

田中久夫著

A5判上製 定価2800円 円380円
(税込み)

◆本書は、商法と税法の接点領域に存在する諸問題を体系的に網羅し、各項目毎に両法の比較を前提にした調整や実務上の取扱いをやさしく解説しました。また、今回の新版では、初版発行後の商法改正や税制改正を全て織り込んでいます。

財 経 詳 報 社